

○京都府立大学再入学に関する規程

(令和2年京都府立大学規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則(平成20年京都府立大学規則第1号。以下「学則」という。)第28条の2第2項及び京都府立大学大学院学則(平成20年京都府立大学規則第2号。以下「大学院学則」という。)第21条の2第2項の規定により、再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 再入学を願い出ることができる者は、学則第52条(大学院学則にあつては第45条)の規定により退学した者又は同第53条(大学院学則にあつては第45条)の規定により除籍された者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 他の大学又は大学院に在籍する者
- (2) 在学期間満了のため退学した者又は除籍された者
- (3) 退学又は除籍後2年を超えた者
- (4) 本学又は本学大学院への再入学後に退学した者又は除籍された者

(出願手続き)

第3条 再入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に京都府公立大学法人授業料等に関する規程(平成20年京都府公立大学法人規程第24号)に定める額の入学考査料を添えて、再入学を志望する学期の初日の60日前までに、学長に願い出るものとする。

- (1) 再入学願書
- (2) 履歴書
- (3) その他別に指定する書類

(再入学年次)

第4条 再入学年次は、退学時又は除籍時の年次とする。ただし、第9条で認定された単位数により退学時又は除籍時の年次に再入学させることが適当でない認められる者については、学長は、相当年次に再入学させることがある。

2 再入学を予定する学年に欠員がない場合には、再入学を認めないことがある。

(再入学の時期)

第5条 再入学させる時期は学期の初めとする。

(審査・決定)

第6条 再入学を志願する者には、面接等による選考を行う。

2 再入学の可否決定は、当該志願する者の再入学を希望する学部又は研究科にお

いて審査し、教授会の審議を経て、学長が決定する。

(教育課程等)

第7条 再入学した者の教育課程、履修科目、履修方法(以下「教育課程等」という。)

は、再入学時点で現に運用されている教育課程等によるものとし、再入学を許可する都度、当該学部又は当該研究科において定める。

(在学期間等)

第8条 再入学を許可された者の在学期間・休学期間は、退学又は除籍前の在学期間・休学期間をそれぞれ通算するものとし、学則又は大学院学則で定められた各

期間を超えることはできない。

(既修得単位の認定)

第9条 再入学した者が退学又は除籍前に本学で履修した授業科目及び既修得単位

は、卒業又は修了に必要な授業科目及び単位数の一部とすることができる。

(入学手続き)

第10条 再入学選考に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 授業料の未納により除籍となった者であって再入学選考に合格した者は、前項に規定する手続のほか、未納であった授業料を納付しなければならない。

3 学長は、前2項に規定する手続を完了した者に再入学を許可する。

(授業料)

第11条 再入学した者の授業料の額は、再入学者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する